

## 第4章 原子力災害中長期対策

本章では、原災法第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に定めている。

なお、これ以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

### 第1項 緊急事態宣言解除後の対応

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、県と連携し、必要に応じて、事後対策を行う。

### 第2項 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表

町は、原子力緊急事態解除宣言後、復旧に向けて次の判断等を行うため、国、県、原子力事業者及びその他モニタリング関係機関とともに環境放射線モニタリングを行い、放射線量及び放射性物質濃度の継続的な変化を継続して把握し、その結果を速やかに公表する。

- (1) 避難区域見直し等の判断を行うこと
- (2) 被ばく線量を管理し低減するための方策を決定すること
- (3) 現在及び将来の被ばく線量を推定すること

### 第3項 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

町は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

### 第4項 各種制限措置の解除

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制

限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。

## 第5項 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

## 第6項 被災地域住民等に係る記録の作成

町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が災害時に当該地位に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等を、あらかじめ定められた様式で記録する。

また、町は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録する。

## 第7項 被災者等の生活再建等の支援

町は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたるきめ細かな支援に努める。

また、町は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、可能な限りワンストップで対応できる総合相談窓口を設置する。

更に、町外に避難した被災者に対しても、町及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

## 第8項 風評被害等の影響の軽減

町は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく観光業、農林水産漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う

## 第9項 被災中小企業等に対する支援

町は、国及び県と連携し、必要に応じ中小企業制度融資貸付及び高度化資金災害復旧貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広報するとともに、相談窓口を設置する。

## 第10項 心身の健康相談体制の整備

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、指針に基づき、国及び県とともに、被災者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。